



鳥取県公報

平成14年 7月22日(月)
号外第113号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(26)(総務福利課)..... 1
	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(27)(小中学校課)..... 2

教育委員会規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 7月22日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第26号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)に基づく事務のうち、次</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、<u>通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による通勤手当の月額決定又は改定</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による通勤手当認定簿への記載</p>

に掲げるもの

ア 第9条第1項の規定による扶養親族の認定

イ 第10条の規定による証拠書類の提出の請求

(2) 住居手当に関する規則(昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

ア 第7条第1項の規定による住居手当の月額の設定又は改定

イ 第7条第2項の規定による住居手当認定簿への記載

(3) 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

ア 第4条第1項の規定による通勤手当の月額の設定又は改定

イ 第4条第2項の規定による通勤手当認定簿への記載

(4) 単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

ア 第8条第1項の規定による単身赴任手当の月額の決定又は改定

イ 第8条第2項の規定による単身赴任手当認定簿への記載

2及び3 略

2及び3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年10月1日前にされた届出に係る決定その他の行為については、改正後の鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成14年10月1日前に鳥取県教育委員会がした決定その他の行為は、新規則第2条第1項の規定により事務を処理する市町村の教育委員会のした決定その他の行為とみなす。前項の規定により鳥取県教育委員会がする決定その他の行為についても、同様とする。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月22日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第27号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

第1条 教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び宣誓書（様式第2号）を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科について的一种免許状</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>第5条及び第6条 削除</p> <p>（普通免許状に係る教育職員検定の出願）</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定</td> <td style="text-align: center;">ア 略 イ 免許法附則第5項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の表第1欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類</td> </tr> </table>	略		6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科について的一种免許状	略	7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状	略	略		1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	ア 略 イ 免許法附則第5項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の表第1欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類	<p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び宣誓書（様式第2号）を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 免許法附則第10項の規定による高等学校教諭の工業の教科について的一种免許状</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 免許法附則第15項の規定による養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（特別免許状の有効期間）</p> <p>第5条 免許法第9条第2項の教育委員会規則で定める期間は、<u>10年とする。</u></p> <p>第6条 削除</p> <p>（普通免許状に係る教育職員検定の出願）</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定</td> <td style="text-align: center;">ア 略 イ 免許法附則第7項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の表第1欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類</td> </tr> </table>	略		6 免許法附則第10項の規定による高等学校教諭の工業の教科について的一种免許状	略	7 免許法附則第15項の規定による養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状	略	略		1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	ア 略 イ 免許法附則第7項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の表第1欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類
略																					
6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科について的一种免許状	略																				
7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状	略																				
略																					
1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	ア 略 イ 免許法附則第5項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の表第1欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類																				
略																					
6 免許法附則第10項の規定による高等学校教諭の工業の教科について的一种免許状	略																				
7 免許法附則第15項の規定による養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状	略																				
略																					
1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	ア 略 イ 免許法附則第7項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の表第1欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類																				

略		ウ~ケ 略
3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状に係る教育職員検定	ア 免許法附則第9項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類	イ~カ 略

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 略

2 免許法附則第7項の規定の適用を受ける者で、教育職員検定を受けようとする者は、前項第1号及び第2号の書類に替えて、准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。

3 略

別表第3(第23条関係)

1 略

2 養護に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容								
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	健康相談活動の理論及び方法	栄養学(食品学を含む。)	解剖学及び生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)
略										

3 教職に関する科目

(1) 略

(2) 養護教諭

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容			
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目
略					

略		ウ~ケ 略
3 免許法附則第11項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状に係る教育職員検定	ア 免許法附則第11項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類	イ~カ 略

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1) 学士の学位を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認められた者であることを証明する書類

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 略

2 免許法附則第9項の規定の適用を受ける者で、教育職員検定を受けようとする者は、前項第1号及び第2号の書類に替えて、准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。

3 略

別表第3(第23条関係)

1 略

2 養護に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容								
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	健康相談活動の理論及び方法	栄養学(食品学を含む。)	解剖学及び生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)
略										

3 教職に関する科目

(1) 略

(2) 養護教諭

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容			
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
略					

4 略

様式第2号(第2条-第4条、第8条関係)

宣誓書

私は、次の各号のいずれの者にも該当しないことを誓います。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 免許状が効力を失った日から3年を経過しない者
- 4 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名[㊟]

鳥取県教育委員会 様

備考 略

様式第8号の2(第10条関係)

推薦書

現住所
氏 名
年 月 日生

頭書の者に特別免許状授与のための教育職員検定を行っていただきますよう下記により推薦します。

記

- 1 頭書の者は、次のいずれにも該当する者であります。
 - (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熟意と識見を持っている者
- 2 教育職員に任命し、又は雇用することが学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める理由

年 月 日

任命権者
(雇用者) 印

4 略

様式第2号(第2条-第4条、第8条関係)

宣誓書

私は、次の各号のいずれの者にも該当しないことを誓います。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名[㊟]

鳥取県教育委員会 様

備考 略

様式第8号の2(第10条関係)

推薦書

現住所
氏 名
年 月 日生

頭書の者に特別免許状授与のための教育職員検定を行っていただきますよう下記により推薦します。

記

- 1 頭書の者は、次のいずれにも該当する者であります。
 - (1) 学士の称号を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者
 - (2) 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者
 - (3) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熟意と識見を持っている者
- 2 教育職員に任命し、又は雇用することが学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める理由

年 月 日

任命権者
(雇用者) 印

第2条 教育職員の免許状に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第21号の2を次のように改める。

様式第21号の2(第27条関係)

番号 授与条件 この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。	年月日 鳥取県教育委員会 印	記 右の者に教育職員免許法第五条第二項の定めるところにより左記の(教科)(事項)について(教育職員)特別免許状を授与する	割印 (氏名) 年月日生	(教育職員)特別免許状 本籍(都道府県名)
-----------------------------------------------	-----------------------	---------------------------------------------------------------------	----------------------------	------------------------------

備考 免許法施行規則別記様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中教育職員の免許状に関する規則様式第2号の改正は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 教育職員免許法の一部を改正する法律(平成14年法律第55号。以下「改正法」という。)の施行の際限に同法による改正前の教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「旧法」という。)第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、なお従前の例による。

3 平成15年1月1日前に旧法第11条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び同日前に同条ただし書に規定する処分を受けたことにより同日以後に改正法附則第4条又は第6条の規定により免許状取上げの処分を受けた者に係る第1条の規定による改正後の教育職員の免許状に関する規則様式第2号の規定の適用については、同様式4中「3年」とあるのは、「2年」とする。